

個人情報ファイルの名称	事務処理標準システム	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の資格管理、療養費等の支給事務	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 個人番号、6 口座番号等、7 所得・収入、8 診療情報、9 国籍、10 資格情報	
記録範囲	軽米町に住所を有している者 軽米町国民健康保険に加入したことがある者及び世帯主	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県、岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 軽米町総務課	
	(所在地) 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	国保集約システム
行政機関等の名称	軽米町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当
個人情報ファイルの利用目的	1 資格継続業務を行うため (ア) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日（転入）の重複・空白期間をチェックする。 (イ) 資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行う。 2 高額該当回数の引き継ぎ業務を行うため (ア) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報の引き継ぎを行う。 3 オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供を行うため (ア) オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ送信する。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 個人番号、6 国籍、7 資格情報
記録範囲	軽米町に住所を有している者 軽米町国民健康保険に加入したことがある者及び世帯主
記録情報の収集方法	1. 本人からの資格異動届を、事務処理標準システムに当該情報を登録する。 2. 事務処理標準システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。 3. 被保険者異動情報データを、軽米町の国保総合 PC に移入すると、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに「被保険者異動情報」が送信され「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報が更新される。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	1. 転入地市区町村(高額該当回数の引き継ぎ業務) 2. 取りまとめ機関(オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 軽米町総務課 (所在地) 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	—	
備考		

作成日 (最終修正日) : 令和 5 年 1 月 31 日

個人情報ファイルの名称	国保総合システム	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険診療報酬のデータ化及び管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 診療情報、6 資格情報	
記録範囲	軽米町国民健康保険に加入したことがある者及び世帯主	
記録情報の収集方法	岩手県国民健康保険団体連合会より情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 軽米町総務課	
	(所在地) 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（INSIDE6、国保）	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格情報の連携を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 資格情報	
記録範囲	軽米町に住所を有している者 軽米町国民健康保険に加入したことがある者及び世帯主	
記録情報の収集方法	本人（事務処理標準システムより取得）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課	
	（所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（INSIDE6、医療費助成）	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	医療費給付事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 電話番号、4 生年月日・年齢、5 住所、6 診療情報、7 所得・収入、8 口座番号等	
記録範囲	乳幼児・児童生徒・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭の受給者、保護者、扶養義務者、世帯員	
記録情報の収集方法	本人、保護者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会、岩手県市町村職員共済組合、公立学校共済組合岩手支部、地方職員共済組合岩手県支部、警察共済組合岩手支部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課	
	（所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度被保険者の資格・賦課・収納・給付の管理のため	
記録項目	1 資格 氏名、生年月日、性別、被保険者番号、行政区コード、世帯番号、個人番号、異動事由・年月日、資格取得事由・年月日、資格喪失事由・年月日、適用開始・適用終了年月日、宛名番号 2 賦課 相当年度、賦課年度、保険料額、期別判定年月日、納入通知書発行日、徴収方法、特別徴収義務者／特別徴収対象年金、基礎年金番号、介護天引依頼額、年金支給額、特別徴収依頼作成日、中止区分・事由、中止依頼作成日 3 収納 納付情報、収納額、延滞金、督促料、未済額、納期限年月日 4 宛名 口座使用者区分・番号、口座名義名、口座区分・番号、口座使用者名、有効期間開始年月日	
記録範囲	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であった者の一部	
記録情報の収集方法	住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と連動し、随時更新する。住民登録以外の者は被保険者等の届出によりその都度更新する。その他の特定個人情報等は申請、届出、岩手県後期高齢者医療広域連合システムとの連携等により、その都度、必要に応じて更新する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣（日本年金機構）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課 （所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 31 日

個人情報ファイルの名称	ライフパートナー	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度被保険者の賦課・収納の管理のため	
記録項目	1 資格 氏名、生年月日、性別、被保険者番号、行政区コード、世帯番号、個人番号、異動事由・年月日、資格取得事由・年月日、資格喪失事由・年月日、適用開始・適用終了年月日、宛名番号 2 賦課 相当年度、賦課年度、保険料額、期別判定年月日、納入通知書発行日、徴収方法、特別徴収義務者／特別徴収対象年金、基礎年金番号、介護天引依頼額、年金支給額、特別徴収依頼作成日、中止区分・事由、中止依頼作成日 3 収納 納付情報、収納額、延滞金、督促料、未済額、納期限年月日 4 宛名 口座使用者区分・番号、口座名義名、口座区分・番号、口座使用者名、有効期間開始年月日	
記録範囲	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であった者の一部	
記録情報の収集方法	住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と連動し、随時更新する。住民登録以外の者は被保険者等の届出によりその都度更新する。その他の特定個人情報は申請、届出、岩手県後期高齢者医療広域連合システムとの連携等により、その都度、必要に応じて更新する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣（日本年金機構）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 軽米町総務課	
	（所在地） 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 31 日

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（INSIDE6、国民年金）	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の資格得喪及び種別変更等の管理のため 国民年金裁定請求（年齢到達等に伴う年金請求）及び短期裁定請求（障害年金等の請求）の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日・年齢、4 住所、5 資格情報、6 基礎年金番号	
記録範囲	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であった者の一部	
記録情報の収集方法	国民健康保険資格異動に合わせて随時更新する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	厚生労働大臣（日本年金機構）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課	
	（所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	交通災害共済加入申込書綴	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	市町村交通災害共済加入者の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所	
記録範囲	共済への加入者	
記録情報の収集方法	本人又は世帯主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 軽米町総務課	
	(所在地) 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	住民情報システム（INSIDE6、飼犬登録）	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課町民生活担当	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防業務のため	
記録項目	1 所有者氏名・住所・電話番号 2 犬名・生年月日・登録日・性別・体格・犬種・毛色・特徴 登録番号・抹消日・抹消理由・備考 3 注射日・注射番号・獣医師名・注射会場・注射済票内訳	
記録範囲	畜犬所有者	
記録情報の収集方法	畜犬所有者及び申請者からの届出、並びに電話での聞き取り、獣医師からの月間報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課 （所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・担当名】町民生活課・総合窓口担当 11

個人情報ファイルの名称	戸籍システム（戸籍簿、除籍簿、改製原戸籍簿）	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課総合窓口担当	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく身分関係の登録及び証明事務	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 出生年月日、4 戸籍に入った原因及び年月日、5 実父母の氏名及び実父母との続柄、6 養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄、7 夫婦については、夫又は妻である旨、8 他の戸籍から入った者についてはその戸籍の表示、9 前記2から8に記載の事項のほか身分に関する事項、10 届出又は申請の受附の年月日並びに事件本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名、11 報告の受附の年月日及び報告者の職名、12 請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附年月日、13 他市町村から送付を受けた場合におけるその受附の年月日及びその書類を受理した者の職名、14 戸籍の記載を命ずる裁判確定の年月日	
記録範囲	戸籍届出事件本人	
記録情報の収集方法	戸籍届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省戸籍副本データ管理センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課	
	（所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍の訂正の申請（戸籍法第113条）	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	—

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 31 日

個人情報ファイルの名称	住基システム	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課総合窓口担当	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録他住民に関する事務処理の基礎とするもの	
記録項目	1 氏名、2 出生年月日、3 性別、4 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、5 戸籍の表示、6 住民となった年月日、7 住所及び町内において住所を変更した者については、その住所を定めた日、8 新たに当町に住所を定めた者についてはその旨の届出の年月日及び従前住所地、9 選挙人名簿に登録された者についてはその旨、10 国保被保険者、後期高齢者医療被保険者、介護保険の被保険者、国民年金被保険者、及び児童手当の支給を受けている者についてはその資格に関する事項、11 住民票コード	
記録範囲	当町に住所を有するもの。なお、住所を有しなくなっても一度記録されたものは記録として残る	
記録情報の収集方法	本人（出生届、転入届）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課 （所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～8 の記録項目の内容については住民基本台帳法第 14 条第 2 項（昭和 42 年法律第 81 号）	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付簿	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課総合窓口担当	
個人情報ファイルの利用目的	J-LIS 発行の個人番号カード（以下「カード」と記載）を、交付申請者に対し確実に交付しているかの整理のために利用	
記録項目	1 氏名、2 カード到着日、3 カード発送日、4 カード交付日、5 管理番号	
記録範囲	カード交付申請書を提出した者のうちカードが到着した者（平成 28 年度以降）	
記録情報の収集方法	J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から送付されるカード発行一覧表	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課	
	（所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

個人情報ファイルの名称	世帯番号簿	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課総合窓口担当	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳ファイル記録項目の一つである世帯番号を付番するために利用	
記録項目	1 世帯番号、2 世帯主氏名、3 住所、4 異動事由	
記録範囲	世帯全部が異動となる転入、転居届出をした世帯主本人	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 軽米町総務課	
	(所在地) 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・担当名】町民生活課・総合窓口担当

個人情報ファイルの名称	住基システム（印鑑登録）	
行政機関等の名称	軽米町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課総合窓口担当	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録事務における本人の資格審査のために利用	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 世帯番号、(5 印影)	
記録範囲	印鑑登録申請書を提出した者（昭和 51 年度以降）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）軽米町総務課	
	（所在地）〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	—	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 31 日